【神奈川県】住宅宿泊事業 届出書類一覧表

小田原保健福祉事務所 令和2年9月改定版

			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
No.	書 類 名		備考
		_	申請者の住所は、『登記事項証明書の「本店(所在地)」』又は 『住民票の「住所」』とすること
1	住宅宿泊事業届出書 (第1号様式)	•	代理人(行政書士)による届出をする場合は、届出者の欄に代理人の氏名、電話番号、ファクシミリ番号を記入し、代理人の職印を押印すること (届出者の押印は不要)
			※行政書士でない者は、書類の作成を業として行うことはできません(行政書士法第19条第1項)。
2	[法人の場合] 定款又は寄附行為	•	商号・事業目的・役員数・任期及び主たる営業所又は事務所の所在地が登記事項証明書の内容と一致しているもの事業目的に「住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業」が含まれていること 【外国法人】日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもの商号・事業目的・役員数・任期及び主たる営業所又は事務所の所在地の記載のあるもの
			届出日前3月以内に発行されたもの(原本)
3	[法人の場合] 法人の登記事項証明書	•	【外国法人】日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもの 法人名・事業目的・代表者名・役員数・任期及び主たる営業所又は事務所 の所在地の記載のあるもの
			届出日前3月以内に発行されたもの(原本)
	市町村の長の証明書 破産手続開始の決定を受けて 復権を得ない者に該当しない 旨の証明	•	法人:役員全員 個人:届出者
4			「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨」以外の内容も併せて記載されていても差し支えありません。「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨」のみ確認します。 【外国籍の法人役員又は外国籍の個人】日本国政府の承認した外国政府又
			【外国籍の法人役員又は外国籍の個人】日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者と同様に取り扱われている者に該当しない旨を証する書類 ※当該書類が存在しない場合は、当該者に該当しないものであることを公証人又は公的機関等が証明した書類
5	[個人の場合] 法定代理人の登記事項証明書		届出者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者 であって、その法定代理人が法人である場合に提出
6	住宅の登記事項証明書	•	届出日前3月以内に発行されたもの(原本)
7	[入居者の募集が行われている家屋の場合] 入居者の募集が行われている ことを証する書類	^	・募集広告の写し ・賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し ・募集の写真 等
8	[随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋の場合] 随時居住の用に供されていることを証する書類	•	・届出住宅周辺で日用品を購入した際のレシート ・届出住宅と自宅の間の公共交通機関の領収書の写し ・高速道路の領収書の写し 等
9	住宅の図面	•	①台所、浴室、便所及び洗面設備の位置 ②住宅の間取り及び出入口 ③各階の別 ④居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分のそれぞれ の床面積 ⑤非常用照明器具の位置、その他安全のための措置の内容
10	[賃借住宅で業を行う場合]	_	※「民泊の安全措置の手引き」を確認のこと 賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転
L.	承諾書		貸を承諾したことを証する書面
11	[転借住宅で業を行う場合] 承諾書	A	賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした 賃借物の転貸を承諾したことを証する書面

No.	書 類 名		備考
12	[二以上の区分所有者が存する建物の場合] 専有部分の用途に関する規約の写し	•	マンション管理規約に「住宅宿泊事業を営むことを認める」旨の 定めがある場合に提出
13	[二以上の区分所有者が存する建物であって、規約に定めのない場合] 誓約書(様式C)	•	管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する 意思がないことを確認したことを証する書類
14	[管理業者に委託する場合] 委託契約書等の写し	•	法34条の規定により交付された書面の写し
15	誓約書(法人:様式A、 個人:様式B)	•	欠格事由に該当しない旨を証する書類
16	消防法令適合通知書	0	届出日前3月以内に発行されたもの(原本) 問合せ先:各地域の消防本部
17	[おおむね10m以内に居住する 住民がいる場合] 事前の周辺住民への周知につ いての報告書	Δ	周知日時、周知方法、周知先、周知先からの問合せ内容を記載 (事業を営もうとする者の氏名、事業を営もうとする住宅の所在 地、事業の開始予定日、問合せ先(担当者名及び電話番号)等を 記載した書面により周知してください。)
18	安全措置に関するチェックリ スト	0	「民泊の安全措置の手引き」を確認のこと。 チェック項目には、建築に関する専門的な知識を有する者でなければ、確認が難しい項目があります。 確認が難しい項目は、建築士に依頼する等して確認を行ってください。
19	[代理人が届け出る場合] 委任状	Δ	様式の規定はありません。

- ●:必須、▲:該当する場合必須(法令規定に基づくもの)
- ○:必要、△:該当する場合必要(法施行要領又は「住宅宿泊事業の適正な運営に関する指導指針」等に基づくもの)
- 添付書類は、日本語又は英語で記載されたものに限ります。 英語の場合は、日本語による翻訳文を添付してください。
- 官公署(日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関を含む。)が証明する書類は、届出日前3か月以内に発行されたものとし、官公署から発行された書類(原本)を提出してください。
- 電子署名等によりシステムのみで届け出る場合、登記情報提供サービスの照会番号を入力することで、登記事項証明書(No.3,5,6)の提出を省略することができます。なお、照会番号から登記情報を確認できるのは1回限りです。確認済みの照会番号は使えませんのでご注意ください。照会番号欄には、発行年月日(西暦月日の8桁)-照会番号(10桁)と入力してください。

証明書の入手方法

- 市町村の長の証明書(身分証明書)・・・本籍地の担当課へお問い合わせください。
 - ≪箱根町≫ 総務防災課 町民係

0460-85-7160 (直通) (箱根町湯本256)

≪湯河原町≫住民課

0465-63-2111 (代表) (湯河原町中央2-2-1)

≪真鶴町≫ 町民生活課 町民係

0465-68-1131 (代表) (真鶴町岩244-1)

≪小田原市≫戸籍住民課

0465-33-1386 (直通) (小田原市荻窪300)

- 登記事項証明書・・・法務局へお問い合わせください。
 - 〇横浜地方法務局

045-641-7461 (横浜市中区北仲诵5-57横浜第2合同庁舎)

〇西湘二宮支局

0463-70-1102 (中郡二宮町二宮1240-1)

※ 小田原市役所(小田原市荻窪300)の中に、小田原法務局証明サービスセンター(横浜地方法務局小田原市役所サービスコーナー)もあります。

こちらは直通番号がないため、お問い合わせは西湘二宮支局へお願いします。